

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ひろぎんホールディングス	コード	7337
提出日	2020/10/01	異動(予定)日	2020/10/01
独立役員届出書の提出理由	株式移転による完全親会社設立に伴い提出するもの		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している (1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	前田香織	社外取締役																	有
2	高橋義則	社外取締役																	有
3	三浦 惺	社外取締役																	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明 (4)	選任の理由 (5)
1	人的関係はありませんが、資本的關係があります(当社株式の保有: 7,200株)。前田香織氏は、当社の連結子会社である株式会社広島銀行と通常の銀行取引があります。しかし、いずれも当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。 *なお、前田香織氏の戸籍上の氏名は相原香織であります。	IT分野における学識者としての経験、および幅広い知識と高い見識を有しております。過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に關与したことはありませんが、2015年6月から2020年9月まで株式会社広島銀行の社外取締役に在任しており、引き続きIT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断します。また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届出するものです。
2	人的関係はありませんが、資本的關係があります(当社株式の保有: 7,200株)。高橋義則氏は、当社の連結子会社である株式会社広島銀行と通常の銀行取引があります。しかし、いずれも当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。	公認会計士として財務及び会計に關して幅広い知識と高い見識を有しております。過去に直接会社の経営に關与された経験はありませんが、2015年6月から2020年9月まで株式会社広島銀行の社外監査役に在任しており、引き続き公認会計士としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断します。また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届出するものです。
3	人的関係はありませんが、資本的關係があります(当社株式の保有: 6,000株)。三浦惺氏は、当社の連結子会社である株式会社広島銀行と通常の銀行取引及び資本的關係があります。しかし、いずれも当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を充足しております。	日本電信電話株式会社代表取締役社長および取締役会長として経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。2016年6月から2020年9月まで株式会社広島銀行の社外取締役に在任しており、引き続き経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断します。また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として届出するものです。

4. 補足説明

社外取締役の独立性判断基準
<p>1. 当社において、独立性を有する社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役としての要件および東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近において、次の(1)から(6)のいずれの要件にも該当しない者とする。</p> <p>(1) 当社の主要株主またはその業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人(以下「業務執行取締役等」という。)</p> <p>(2) 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役等</p> <p>(3) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役等</p> <p>(4) 当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む。)</p> <p>(5) 当社グループから、多額の寄付等を受けている者またはその業務執行者</p> <p>(6) 次に掲げる者(重要でない者は除く)の近親者</p> <p>(イ) 上記(1)から(5)に該当する者</p> <p>(ロ) 当社グループの取締役・執行役員・その他使用人等の業務執行者</p> <p>上記における各用語については、次のとおり定義する。</p> <p>最近 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。</p> <p>主要株主 直接または間接に10%以上の議決権を保有する者</p> <p>主要な 直近事業年度の連結売上高(当社グループの場合は連結業務粗利益)の2%以上を基準に判定する。</p> <p>多額 過去3年平均で、年間1,000万円以上</p> <p>重要でないもの 「会社の役員・部長クラスの物や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者</p> <p>近親者 配偶者および二親等内の親族</p> <p>2. 上記(1)から(6)に定める要件に形式的に該当しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することができる。また、上記(1)から(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立役員の基準を充足し、かつ、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立性を有する社外取締役候補者として選任することもある。</p>

1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の關係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」を表示してください。

4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

5 独立役員の選任理由を記載してください。